

ポルトガル

(大使館の回答が詳細であるので可能な限りそのまま転記する)

国の概要 (外務省 HP より)	面積 92,225 km ²
	人口 約 1,029 万人
	首都 リスボン市
教育行政組織	
国	<p>教育省 (ME) -政府部門-が教育行政を担当しており、国家教育政策を定義、調整、実施、評価することを使命としている。教育省は、教育総局 (Direção-Geral de Educação - DGE)、国家資格・職業教育庁 (Agência Nacional para a Qualificação e o Ensino Profissional - ANQEP, I.P.)、教育財政管理研究所 (Agência Nacional para a Qualificação e o Ensino Profissional - ANQEP, I.P.) などの中央機関に依存している。また、教育財務管理研究所 (Instituto de Gestão Financeira da Educação - I.P.)、学校施設総局 (Direção-Geral dos Estabelecimentos Escolares - DGEstE) などがある。</p> <p>高等教育は、科学・技術・高等教育省が所管する。</p>
地方	<p>特定の法的に定義された機能を持つスクールクラスターやノングループスクールがある。この場合、教科書やその他の教材、教育資源の問題は、教育省のガイドラインによる。*</p>
教育課程基準	<p>ナショナル・カリキュラムは、法律 Decree-Law no. 55/2018, 6th July で定められている。基礎・中等教育のカリキュラム参考資料は、『The Students' Profile by the End of Compulsory Education』^{i ii}、『National Strategy for Citizenship Education』、『The Essential Learning』^{iiiivv}である。</p>
教科書制度	
教科書の定義	<p>「学校教科書」とは、生徒の自主的な活動を支援するために年度またはサイクルごとに作成された、教育・学習プロセスに関連する教訓的・教育的資源であり、唯一のものではない。また、教師のための作業ガイドラインも含まれている。(paragraph b) of Article 3, of Law no. No. 47/2006, August 28)</p>
発行主体	<p>教科書出版社。教科書の選定は学校評議会の承認を経て行われている。^{vi} 「教科書やその他の教育資料の作成、制作、配布の主導権は、著者、出版社、またはこの目的のために法的に権限を与えられたその他の機関に帰属する」 (paragraph 1 of Article 5 of Law No. 47/2006, August 28) 「出版社は、教科書や教育資料の誤記や脱落の修正、および必要不可欠な正誤表の交換や購入者への配布から生じる費用に責任を負う (中略)」 (paragraph 5 of Article 15 of Decree-Law No. 5/2014, January 14)</p>
国定、検定、認定などの制度	<p>A) 教育省の中央機関である教育総局 (DGE) は、施行されている法律の規定 (Law no. No. 47/2006, August 28, Decree-Law No. 5/2014, January 14, Ordinance No. 81/2014, April 9) に基づき、紙ベースの教科書の評価、認可、採用の手続きの条件を確保し、これらのプロセスの監視を推進する責任を負う。さらに Article 8 of Order No. 4794-B/2021, May 12 では、Order No. 4947-B/2019, May 16 の付属書 I に含まれる教科書の評価、認可、採択の年次目録の第 2 次修正を現行文言で行っている。</p> <p>B) 著者、出版社、またはこの目的のために合法的に資格を有するその他の</p>

	<p>機関は、認可を得るために教科書を評価付けすることができる。(paragraph 1 of Article 5 of Law 47/2006, August 28)</p> <p>C) 評価・認可手続きにおいて、評価機関である認定機関と評価委員会は、義務的に現在の文言で Law no. 47/2006, August 28 の第 11 条に規定されている基準と、現在の文言で Order no. No. 4947-B/2019, May 16 の付属書 II で規程されている科学的、言語的、概念的な厳密さ、ナショナル・カリキュラムで定義された能力の開発の妥当性、すなわち、『The Students' Profile by the End of Compulsory Education』で想定される能力分野の発展に適応すること、それぞれの年度や学校のレベルに合わせて定義された『The Essential Learning』に適応すること、また、市民性のための教育を横断的に統合すること、そして、現行のカリキュラム・プログラムやガイドラインの目的や内容との整合性、教科書的・教育的な質の高さ、価値観、想定される期間に対する再利用と妥当性、および素材の品質、印刷された教科書の丈夫さと重さ、これらの基準を満たしていることを考慮しなければならない。</p> <p>D) 教科書の評価および認証の手続きは、評価団体が行う。この手続きの最後に、認定を受けた団体の責任者、各科学・教育学チームのコーディネーター、または評価委員会のコーディネーターが署名した声明が DGE に送付される。この声明には、評価された教科書が、新しい教科書の評価なのか、すでに採用されて使用されている教科書の評価なのかに応じて、「認証された」「認証されていない」「好ましい」「好ましくない」という言及を得たことを明確に記載する必要がある。^{vii}</p> <p>E) 出版社から販売されているすべての教科書が評価・認可手続きに提出されたわけではない。しかし、教育省は、科学的・教育的品質を確保するために、より多くの教科書を前述の手続きに提出することを促進することを目指している。^{viii}</p> <p>F) DGE は、基礎教育および中等教育を提供する公立および私立学校に対し、評価、選択、採用、および学校教科書情報システム (Sistema de Informação de Manuais Escolares - SIME) への教科書の各登録において尊重すべきガイドラインを記載した年次報告書を提供する。^{ix}</p>
<p>採択・選定などの制度</p>	<p>G) 学校教科書の採択は学校がその教育的背景に対する教科書の適合性を評価するプロセスの結果である。教科書の採択は、各科目が含まれるカリキュラム部門の事前提案を考慮して、学校の教育評議会が責任を持って行う。教科書を採択する際、教師は教育省が作成した評価表に基づいて、定められた基準を考慮して評価を行う必要がある。(Article 16 of Law No. 47/2006, August 28, Article 9 of Ordinance No. 81/2014, April 9) ^x</p>
<p>使用義務の有無</p>	<p>学校の教育評議会は、教科書を採用しない、または使用しないことを決定することができる。</p> <p>「教師は、シラバスを作成するために、プログラムに設定された教育目標に沿って、独自の教則本・教育資料を準備することができるが、その際、学生に追加費用がかからないことを条件とする」(paragraph 3 of Article 5 of Law No. 47/2006, August 28) ^{xi}</p> <p>教科書を採用する場合は、評価・認可された教科書のリストに含まれるものの中から選ぶべきであり、教科書がまだ評価・認証の手続きを経していない、あるいは評価・認可の手続きを免除されている学問の事例を保障する必要がある。^{xii}</p>

欧州

有償・無償	教育省の公立学校ネットワークの中で、義務教育における教科書の無償化は、Rectification Declaration No. 51/2019, October 7により修正された Law No. 96/2019, September 4 によって制定された。
給与・貸与	ポルトガルの教育制度では、2つの状況が存在する。基礎教育の第1サイクルである初等教育（1年目、2年目、3年目、4年目）の生徒の場合、教科書は毎年無料で提供され、生徒や保護者が学校に返却することはない。第5学年から第12学年までの残りの学年（義務教育の第2サイクルと中等教育の第3サイクル）では、Dispatch no. 6352/2020, June 16に基づき、保護者・生徒が学年末に、試験科目の場合は学習サイクルの終わりに、無償の教科書を学校に返却することになっている。この命令は、Order No. 921/2019, January 24の付属書Iとして承認・公表された「教科書再利用のための支援マニュアル」を修正するものである。
教科書の特徴	
デジタル教科書の状況	<p>デジタル教科書の導入はない。しかし教科書のPDF版は用意されている。現在、出版社で印刷・配布されているほとんどの教科書は、デジタルフォーマットでも入手可能である。その他の教則本、教育資料（アクティビティ・ブックレットなど）も、同じ出版社からデジタルサポートで提供されている。2020年4月21日に承認された「デジタル移行のための行動計画」(Resolution of the Council of Ministers No. 30/2020)は、第22次憲法制定政府のプログラムに記載されている教育政策の範囲内にある。この計画では、12の施策が統合的に提示されており、そのうちの1つとして、学校のデジタルトランスフォーメーションのためのプログラムの開発があり、質の高いデジタル教育資源へのアクセスや、デジタル環境でのコラボレーションツールへのアクセスなど、いくつかの側面が際立っている。</p> <p>この意味で、国レベルでは、教育総局が「デジタル教科書パイロットプロジェクト」を推進・実施し、デジタル教科書を活用した学校のデジタルトランスフォーメーションのプログラム開発に貢献する取り組みを奨励している。現時点では、「デジタルブック／教科書」の概念を定義する法的規制はない。経済活動総局（DGAE）とポルトガル出版・書店協会（APEL）との間で締結された「学校教科書の価格協定」には、「デジタルライセンス」という概念があり、これは「各学校教科書と連携して開発・編成されたデジタル教育コンテンツへのアクセスで、年に一回、個人的、かつ譲渡不可能なもの」を意味する。^{xiii}</p>

上記の各回答では、それぞれのリンクが教育総局のウェブサイト (<https://dge.mec.pt/>) に掲載されている情報と関連付けられている。

ⁱ Order No. 6478/2017, July 26 で承認された『The Students' Profile by the End of Compulsory Education』は、教育・教職課程レベルでの意思決定者や教育関係者、教育政策を担当する組織が採用する意思決定のための参考資料である。これは、義務教育の文脈において、すなわちカリキュラムレベルで、教育と学習の計画、実施、内外の評価において、すべての学校と教育提供者のための共通の土台を構成している。

ⁱⁱ 『The Students' Profile by the End of Compulsory Education』に加えて、各科目のカリキュラムは『The Essential Learning』によって定義されている。これは、『The Students' Profile by the End of Compulsory Education』に記載されている能力の開発につながる教育と学習の計画、実施、評価に基づいたカリキュラムガイダンス文書である。<https://dge.mec.pt/aprendizagens-essenciais-0>

ⁱⁱⁱ 『The Essential Learning』の作成過程の指針となったリファレンス・フレームワークや、そのカリキュラムの前提条件、組織や運営方法について知りたい場合は、http://dge.mec.pt/sites/default/files/Curriculo/Projeto_Autonomia_e_Flexibilidade/perfil_dos_alunos.pdf および <https://cidadania.dge.mec.pt/sites/default/files/pdfs/students-profile.pdf>（英語版）を参照。

^{iv} Decree-Law no. 55/ 2018, July 6 の第 3 条 b 項では、「必須学習」を「習得すべき共通の知識であって、構造化された分野別知識の内容として識別され、必須であり、概念的に明確であり、関連性があり、重要であり、また、各教科または科目のすべての生徒が強制的に身につけるべき技能および態度であって、原則として学校教育または訓練の年を基準とするもの。」と定義している。

^v 『The Essential Learning』と名付けられたカリキュラムの参照要素は、カリキュラムの進行を通して、知識、技能、態度という 3 つの要素を表現しており、これは次のような意味を持っている。

(a) 学生が知っておくべきこと（構造化された分野別知識の内容、不可欠なもの、概念的に明確なもの、関連性のあるもの、重要なもの）

(b) この知識を獲得するために活性化されなければならない認知プロセス（学習に必要な操作・行動）

(c) ある学年の、ある科目の、その特異性と、さまざまな科目の知識の間の水平方向の連携における、関連するノウハウ（学習したことを示すためのもの）

これらはすべて、それぞれの学校サイクルに組み込まれ、義務教育期間中、その連続性と垂直方向の連携が考慮される。(Decree-Law no. 55/2018, July 6)

^{vi} https://dge.mec.pt/sites/default/files/ManuaisEscolares/2006_lei_47.pdf

^{vii} 評価・認定された教科書のリストは、DGE のウェブサイト (<https://www.dge.mec.pt/listas-dos-manuais-escolares-avaliados-e-certificados>) で公開されている。

^{viii} <https://www.dge.mec.pt/lista-de-manuais-escolares-disponiveis>

^{ix} <https://www.dge.mec.pt/anos-de-escolaridade-e-disciplinas-objeto-de-apreciacao-selecao-e-adocao>

^x <https://www.dge.mec.pt/criterios-de-apreciacao-selecao-e-adocao-dos-manuais-escolares-para-o-ano-letivo-de-20212022>

^{xi} https://dge.mec.pt/sites/default/files/ManuaisEscolares/2006_lei_47.pdf

^{xii} <https://www.dge.mec.pt/listas-dos-manuais-escolares-avaliados-e-certificados>

<https://www.dge.mec.pt/lista-de-manuais-escolares-disponiveis>

^{xiii} https://dge.mec.pt/sites/default/files/ManuaisEscolares/convencao_manuais_escolares_ratificada_2018.pdf

https://dge.mec.pt/sites/default/files/ManuaisEscolares/adenda_a_convencao_manuais_digitais.pdf

注) ポルトガルの公立学校はスクールクラスターとノングループスクールで構成されている。スクールクラスターは、独自の管理・運営機関を持つ組織単位で、共通の教育プロジェクトのもと、1 つ以上の教育段階を提供する複数の施設から構成される。義務教育の典型であり、教育レベルや基礎教育におけるサイクル間の移行を促進することを目的としている。ノングループスクールは、1 つまたは複数の教育段階を提供する単一の施設である。義務教育後の学校（＝高等教育）の典型であるが、中等教育（＝義務教育）のみを提供する場合や、基礎教育の第 3 サイクル（第 7～9 学年）を含む場合もある。

注) 在日ポルトガル大使館の回答に一部加筆している。